

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯（中）

—特に、塩業における親方制度の推移に関連しての一試論—

大山 敷太郎

一 はしがき

二 塩業労働における封建性の緣由

一 塩業における地主と小作人との關係

二 塩業経営者（小作人）と労働者との關係

三 塩業労働における封建性の顯現

一 塩田小作關係における封建性の顯現

(一) 塩業において小作形態が支配的な理由

(二) 塩田小作關係における封建性の実態

二 塩業労働組織における封建性の顯現

(一) 塩業労働における二部門

三 賃銀形態における封建性の顯現

(一) 塩田の構造およびその作業内容

(二) 塩業労働組織における封建性（以上

「法と經濟」第一一七・一一八号所載）

(一) 雇傭方法における封建性

(二) 現物給与制における封建性

(三) 前貸制における封建性

(四) 歩合制（類似）における封建性（以

上本号）

三 賃銀形態における封建性の顯現

さき指摘しておいたように、塩田所有主すなわち地主が、自己の所有する塩田を、みずから経営して、塩業に従事する場合もあるが、これは、むしろ例外であつて、多くの場合、地主の土地を賃借する小作人が、同時に

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯（中）（大山）

塩業経営者として、労働者を雇うて製塩するのである。ところで、この両者の場合を通じて、経営者に雇傭せられる労働者のうける賃銀の形態が、果して、如何なる態様にあるか、そこに、封建性が如何に顕現せられるであろうかというのが、ここで、わたくしの当面の問題とするところである。

以下において、わたくしは、この問題をいろいろの角度からみてゆくつもりであるが、それにさきだつて、まず、これらの前提としての、塩業における雇傭方法そのものにおける封建性を指摘しておくことが、必要だろうと思う。

(一) 雇傭方法における封建性 塩業経営者がその労働者を雇傭する方法としては、大別して、原則として、通年雇傭と期間雇傭との二種がある。ここで、通年雇傭というのは、いうまでもなく、一年間を通じて雇傭するものがあり、期間雇傭というのは、労働需要の最も多い比較的短時日だけ、若しくは、更に、全く臨時的だけの雇傭をいう。ところで、なお、前者は、結局において、連年継続的に雇傭されるのが、むしろ普通であるし、後者にあつてさえ、雇傭関係は固定化し勝ちであるが、いづれも、それが契約として、更新せられる点に注目されねばならない。「尤も、ひろく雇傭方法といへば、貸銀支給方法の如きも、これに含まれるかと思うが、これに関しては、項を別にして後に説明する」。

このような区別は、要するに、塩業における労働需要の委節的繁閑、乃至は塩業労働に対する自然的制約に由来するものであるが、この事情は、農・漁業等にあつてもみられ、かならずしも、塩業に特有なものではない。農・漁業等における労働に、季節的繁閑があり、又、これらが、天候その他の自然的条件によつて左右せられ勝ちであることは、いうまでもない。だが、これらにおけるよりも、塩業労働にあつては、その事情が、一層力強

く作用していることを見逃すことができない。すくなくとも、現在までのような生産方法によるかぎり、塩業「特に採鹹部門についてであるが」にあっては、この季節的乃至は自然的制約が、もつとも力強く作用せられざるを得ないのである。すなわち、農・漁業等にあっては、委節によって繁閉がないわけではない。たとえば、農業にあって、最も繁忙を極めるのは、いうまでもなく、播種（植付）と收穫の時期であるが、その他の時期といえども、決して、閑散というわけのものでなく、年間を通じて、それぞれの作業を必要とする。又、漁業にあっては、それぞれ多少の繁閉はあるにしても、漁獲対象の異なるに従つて、これは、相当程度分散平均化されるのが実状なのである。更に又、天候その他の自然的条件に制約されるとはいへ、農・漁業にあっては、例えば、降雨期に、全然その作業が不可能とされるというわけのものではない。

ところが、塩業の採鹹労働にあっては、夏期最も太陽熱が強く、且つ日照時間がながい時期が、いうまでもなく、最も生産能力を挙げうるのであつて、従つて、作業が繁忙を極め、労働需要が最大であるのに対して、冬期太陽熱が微弱で、日照時間も短かい時期は、全くこの間の事情を異にせざるを得ないのである。且又、これにあつては、降雨およびその直後の日時というものは、作業は全く不可能だという、不可避的な、力強い制約を免がれ得ないのである。

このような実情のもとにあって、塩業経営者として、年間を通じて、一定数の労働者を雇傭するのは、単に必要であるばかりでなく、そもそもまた、事業経営上不利益、不合理であるのは、当然のことであるといわねばならない。塩業経営者が、その必要とする労働者を雇傭するのに、通年雇傭と期間雇傭とを区別するのが通例であるのは、まさに、このゆえによるのである。

ところで、単に、塩業経営者が、労働者を雇傭するのに、このように、通年雇傭と期間雇傭とに区別するといふ事実だけからは、そこにおける封建性の存在を指示することにはならないのは、もちろんである。だから、次に進んで、どうして、このような事実によって、塩業労働者の封建性が不可避とせられ勝ちであるかを究明しなくてはならぬ。だが、そのためには、一応、このような塩業労働者の雇傭方法の実態そのものをかえりみる必要があろう。

さきに指摘しておいたように、地方々々によって、その呼称こそ、親方・棟梁(頭領)・大工・庄屋・番頭等、区々まちまちであるが、いずれも、親方と総称せらるべき頭分のものが、塩業労働に、かならず存在した。彼等は、技術熟練者として、経営者から高く評価、信頼せられ、他の一般労働者に対して、指導的立場にあるのは、もちろん、更に、労務管理者的立場に立って、他の労働者の取締・監督をも一任せられたもので、製塩成績そのものさえが、彼等の責任とせられたことが稀でない。そして、ここに問題とする雇傭方法のみにかぎってみても、経営者として、まず、この親方を雇傭し、爾余の労働者(浜子)の雇傭乃至はその解雇までも、全くこの親方に一任している場合がすくなくなかった。このような場合、別の表現を以てすれば、一般浜子の雇傭・解雇共に、親方の特権親せられたわけであって、従って、一般浜子に対する親方の権威高く、そこに、当然、封建的隷属関係が胚胎したものであった。「この点に関連して、なお親方による賃銀一括払の問題があるが、これに関しては、賃銀支給方法として、後述する」。この際、なお、注意すべきは、このような親方としても、経営者に対しては、やはり又、同じく、あるいは、より一層に、封建的隷属関係におかれたこと、これである。『稼夫心得書』などといつて、一般に労働者の心得が規定せられているうちにあって、特に親方に対しては、

『奉公人（親方のこと）たるものは、稼人の模範たるべきものなれば、自らの稼方に優等なるべきのみならず、外稼夫の不行達の点あらば、充分に之を訂正し、且之を補助すべきこと』

とか、あるいは、

『今日奉公人は、稍もすれば、日雇並の稼方をなして、足れりとなせども、元来奉公人は、已に雇附方に於て、日雇とは大いに異りたるものなれば、持日増歛・後浜引廻す如きは、勿論、万事浜の利益を心掛け、日永屋休あるときも、諸稼人に先ち出勤すべきこと』

などと申渡されているのは、²²⁾これを示すものであるが、地方によつては、子方たる一般労働者が逃亡もしくは同盟罷業等をなしたため、雇主たる経営者に損害を及ぼしたときは、親方として、これが損害賠償の責に任ずべき旨規定せられているものさえある。²³⁾かくて、親方が子方に対して權威を有したというのも、一面においては、かくあらしめることが、雇主たる経営者の利益とせられたものであったことも忘るべきでないと思う。親方を含めての労働者の雇傭契約証を呼ぶに、『奉公約定証』といった封建的呼称を以てした事実は、端的にこれを示している。愛媛県越智郡波止浜地方に關して、「塩業組織調査書」は、次のように述べている。曰く。²⁴⁾

『従事者中には、期雇・臨時雇の別あり。而して、期雇は又、浜大工（製塩従業者の棟梁にして、一塩戸一人）・浜子（採鹹作業に従事するもの、一塩戸五人乃至七人）・炊（製塩作業の雑業、炊事等に従事するもの、一塩戸一人）・釜

焚（釜焚夫にして、一塩戸二人交替にて、日釜と夜釜とに区分す、日釜は浜大工多く之を兼ねぬ）の名称区分あり、……臨時

雇は、持日雇・起日雇・寄せ子・跡寄せ、晚引等の名称区分あり。……而して、之が雇入・解免に關しては、

特に取定めなきも、従来の慣習に依れば、最初製塩者に於て浜大工（棟梁）の選定雇入を為し、浜子以下の従業

者は、多くは浜大工の人選に依り、雇入を為す。而して、雇入確定の上は、奉公約定証を差出さしむ。浜大工は製塩場に居宅と些少の細地を給せられ、家族と共に常住し、製塩作業一切の主宰を為し、殆んど世襲的なるも、奉公約定は一箇年毎に更改す。浜子・炊・釜焚等は、毎年三月十八日より九月二十日迄を一期（多少の伸縮を免れず）として、奉公約定を為す』

云々と。そして、このような「雇傭契約証」の内容を検してみれば、そこに、『奉公云々』とか、『召抱云々』とかいった、封建的な用語が看取せられ、その内容が、全体として封建性ゆたかなものであることが知られる。よって、次に、その一例を示そう。曰く、

『 定 約 書

- 一、今般貴殿製塩業に關し、拙者を浜丁に召抱へ被下候上は、左の条項無違背、屹度履踐可仕候事
- 一、使役の難易に依り、給銀及日給等の義、一切申出間敷候事
- 一、塩田稼業中は勿論、貴殿の指示に従ひ、貴段の不利益に不相成様万事注意相働可申候事
- 一、病氣其他差支等にて、持浜当日欠勤するときは、其欠勤当日は、日割日当より二割増加し控除せらるるも、吐口無之候事

但し、十日以上引続き病氣にて欠勤のときは、右増加は御容赦被下候事

- 一、持浜当日の欠勤は、半日と雖も一日の欠勤とし、差引相成も、吐口無之候事

- 一、給金一箇年……又は日給……の定めに候事

- 一、被雇期間は、明治 年 月 日より向滿 箇月に候事

一、給金の前借金額は、貴殿の御指図に従候事

一、病氣其他不得止事情の爲め、暇を乞ひ候節は、給金の借越は直に御返納可申候事

一、給金前借のときは、請人連署の前借金及本人不履行のときは、請人代て履行すへしとの証書を差入可申候事

一、本人小家入前及解散後死亡するときは、前借金又は借越金は、請人より埒明可申候事

一、奉公中死亡したるときは、借越金は貴殿に於て御負担被下候も、小日雇の前借金は、請人に於て埒明可申候事

一、奉公中兵役若しくは病氣等に依り暇を乞ふときは、借越金は給金元率に抛り、月割日割を以て精算し、請人より即時埒明可申候事

又、即時返金を怠りたるときは、返納義務を生したる日より、其貸金に二割を附し弁償可仕候事

一、御指示の業務規定に違背したる爲め、御浜所に於て事務所より過怠金を課せられたるときは、其過怠金を給金又は賞与金より御差引相成るも、吐口無之候事

一、奉公中誓約若しくは本定約違背に依り、解雇せられたるとき、又は拙者より正当の事由なく解約したるときは、借越金に付ては、第一期前借金高に左の割合を附し、直に返済し、若し本人能はざるか、又は之を怠りたるときは、請人より弁済可仕候事

一 第二期借以前は、三割を附加すること

一 第三期借以前は、四割を附加すること

一 第四期借以前は、五割を附加すること

一 第五期借以前は、二割を附加すること

一、奉公中、欠勤多く、解任の期、給金を計算し、借越金あるときは、請人に於て埒明け可申候事

一、兵役若くは病氣等にて途中暇を得たるときは、賞与金分配如何は、貴殿に相任せ候事

右定約為後日、請人連署仍て如件

年 月 日

郡 町 (村) 番邸

本人 ○ ○ ○ ○ ○ 印

郡 町 (村) 番邸

請人 △ △ △ △ 印

浜主 、、、、殿

右の条項中、とりわけ不合理と考えられるのは、第四項で、病氣欠勤引続き十日以上の場合を除いて、病氣その他差支えのため欠勤した場合、その日割日当より二割加算して控除せられること、および、第十六項で、誓約若くは定約に違背して解雇せられ、又は正当の事由なく本人から解約したときは、借越金(これについては、後述参照)類に、二割乃至五割を増額して、直ちに返済すべしとせられている点であろう。これと類似の規定は、なお、他にもみられる。例えば、愛媛県下多喜浜地方において、

『事由の何たるを問はず、契約期間の中途より勤務を欠く者に対しては、その勤務に係る賃銀は、総て七割勘定たることとせり』

云々⁶⁾というが如き、又、山口県下三田尻地方において、

『浜子及釜焚は、自分自己の爲め、半途より逃走、又は都合にて解雇を乞ふときは、給額三割引となりても、異議申出ざること』

云々²⁷⁾とある如きは、まさに、それである。

このような、何人が考えても、不合理過酷としか思えぬ条項があるのは、帰するところ、かかる契約書が、経営者本位に作成せられていることを示すものに外ならない。このような事實は、他の産業分野にあっては、ほとんどみられないところである。だが、しかし、経営者側からいわずれば、もちろん、このように規定することによって、欠勤をできるだけ少なくし、又、契約違反、若くは故なく労働者が解約することを予防し、以て、生産を支障なく遂行しようと考えたからに相違ないが、何といつても、自己本位の、勝手を取り極めといわざるを得ない。そして、われわれとしては、あえて、こういう不合理な取り極めがなされ得た事實から、塩業経営者とその労働者との間における、封建的隷属関係の力強さの一端を、うかがい知ることができるのである。

次に、塩業経営に必要とする労働者は、地許近村の農民を以て、これに充てる場合が多い。この場合、農家としては、そのほとんどが、他に適当な余剰労働力の捌け口を得難いのと、更には、塩業労働に従事することによって得る賃銀を以て、家計の大きな補いとする必要のある人々であるため、彼等として、いきおい、経営者に対して、隷属的關係におかれ勝ちとなる。そして、このような事情から、さきにも一言した通り、契約そのものとしては、一季毎、若くは、更により短期な期間的なものであつても、結局は、それが、更新せられ、引き続き、あるいは断続的ながら、ながく雇傭關係が継続せられることとなる。かくて、両者の關係は、多くは固定的であり、

延いては、世襲的とさえなつたもので、ここにも亦、封建的隷属的關係の胚胎が指摘せられるのである。
さきに引例したように、愛媛県波止浜地方の如きにあつて、

『浜大工（親方）は製塩場に居宅と些少の畑地を給せられ、家族と共に常住し、製塩作業一切の主宰を為し、殆んど世襲的』

であるとせられるのであるが、ひとり、親方だけでなく、一般労働者のすべてが、『製塩場に居宅』を給せられ、『家族と共に常住』すること、父祖数代に及んでいる地方さえあり、そして、そこにあつては、製塩場の堤上に、彼等だけの墓場が設けられている程である。²⁹⁾このように、製塩場に居宅を支給せられることは、一見すこぶる恩恵的な待遇と考えられ、且つ、事実として、労働者をして、そのように意識せしめられきているが、かならずしも、そのようにばかりみることは出来ず、かえつて、経営者としては、このように措置することが、塩業の、特に採鹹部門にあつて、天候に左右せられることから、その急変の場合等にあつて、特に好都合であり、全体としてみても、その作業能率向上のために、有利であるからであると解せられる。尤も、このような地方であつても、そこにおける労働者が、もともと地許近村のものばかりかというに、却つて、相当遠隔からの出稼ぎの人々が土着したのが、かなり多いという。

このようにして、塩業労働者としては、地許近村の農民が充てられることが多いとはいひながら、他地方からの出稼ぎも亦、すくなくない。このため、経営者としては、製塩場の傍らに宿舎を設備して、彼等に提供する。この宿舎を、浜子部屋若くは単に小屋と呼ぶ地方が多いが、その構造はもとより粗雑簡易な建物であつて、ただ、雨露を凌ぐに足るといった程度のものに過ぎない。労働者が雇われて、始めてこの小屋に入るときは、これを小

屋入りと称し、特定の儀式が行われ、酒肴が供せられるのを普通とした。そして、ここで、『浜子心得』なるものが申渡されたもので「尤も、この『浜子心得』は、ひろく一般に浜子一同に共通のものであつて、かならずしも、出稼ぎの浜子だけに対するものではなかつた」、これは、一種の主従固めの契約ともみるべく、もとより、封建色ゆたかなものであつたという。このことは、いわゆる『浜子心得』の内容を検討することによつても、すこぶる明白である。よつて、次に、その一例を掲げよう〔傍点は新らたに附す〕。

『三原浜浜子心得定規

第一条 塩浜營業の爲め雇入るる一切の人員は、世間一般の人と異なりて、従事以前に其の給金を貸与せらるる主家の恩沢を被むるに依り、其の契約の期間、營業上に於て精勤すべき事

第二条 營業上に必要なる員数を限り雇入ある人員なれば、一日一人たりとも、欠勤するものあれば、忽ち營業上差間を生ずるは勿論なれば、万一病氣其の他不得止事故あるときは、各受持の勤務に耐ふべき相当代人を以てせんことを主家に願ひて、其の許諾を得、欠勤以前に差立る事

第三条 本人死亡或は其の他の事故にて欠勤したるときは、代人の給料及弁償すべき一切の債務は、契約書に連署せる本人の父兄子孫又は引受人及保証人に於て、連帯代償全納の責任たる事

第四条 〔以下省略〕

右の第一条でいう、給金前貸を以て、『主家の恩沢』呼ばわりすることが、如何に、その真に意図したところと逆なものであるかについては、賃銀形態に関連して、後に指摘するが、第二条にいう、欠勤の場合、あらかじめ代人を以てせんことを『主家に願』出て、その許諾を得た上でなくてはならぬというのが如きも、近代的雇傭契

約にあつては、全くみることのできない、封建臭の濃厚な規約であるといわざるを得ない。

ところで、このような出稼労働者は、その名称にふさわしく、繁忙期だけ働いて、閑散期には帰郷するのが普通であるが、あるいは、更に他の職業に転ずるものも絶無でない。例えば、愛媛県下大島の諸村の如きは、夏期には、広島県等の製塩地へ出稼し、冬期には、転じて酒造業労働者として出稼するものが多いので有名であり、関係諸地方で、彼等呼んで『大島者』という程であるという。だが、これらが、再び繁忙期がくれば、仕事を求めて塩業地へやつてくるのが恒常的であつて、しかも、多くは、あたかもツバメがもとの古巣へ戻つてくるように、その勤め先を一定にしている。このようにして、彼等の経営者に対する関係は、たゞ期間雇傭であつても、ある意味で全く固定化しているといえるのであるが、この関係は、地許の労働者としても、全く同様である。

これら出稼者のうち、特定の塩業経営者の下に、土着して、全く世襲的關係に這入つてしまつてゐる実例のあることは、すでに指摘した通りである。^(註)

〔註〕 ここで附説したいのは、広島県等で、『浜子市』なる呼称があることである。これに関して、『塩業組織調査書』には労働者について製塩業者と労働者とが集合して協定をすること、と説明してあるが、その呼称からみて、もともとこうした性質のものであつたか、どうかについては疑問がある。私見によれば、むしろ、本来的には、この『浜子市』なるものは、経営者として、その必要とする労働者を獲得するための機関ではなかつたかと思ふ。つまり、これは、より一般的存在である、いわゆる『奉公市』の一形態とみるべきであろう。そして、このような性質のものがあつたということだけからみて、経営者と労働者との関係は、一応固定的であつたとしても、それは決して、絶対的なものではなかつた筈であり、時代の経過と共に、ますます、それは、薄れて行く傾向にあつたものとみななければならぬと思ふ。楳西光速氏が、その著「下総行徳塩業史」で『雇傭人夫は或程度塩田操作に修熟せることを要したから、他郷の者を雇入れることはなかつた』〔同書〕一八三頁〕云々といわれているのは、他郷の者を雇入れない理由としては、わたくしには不可解である。けだし、他郷の者でも、

から操作に修熟できぬとか、していないとは限らない筈だからである。事実としても行徳ではともかく、塩業労働での出稼は、かならずしもすくなくかつたのであるから、ある地方での『他郷の者を雇れない』事由については、別に考えてみなくてはなるまいと思う。なお、ここで、地方によつては、他地方からの出稼人を『他所人』又は『よそもん』などと呼んで、地許人に対するのと、備役方法を多少異にしている事実を指摘しておくことが、かならずしも蛇足でなからう。

然し、これらは、あくまで例外というべく、全体としてみれば、塩業における雇傭関係は、やはり、通年雇傭と期間雇傭とに大別せられ、前者として、親方に限られ、後者は、爾余の一般労働者がこれに該当するのを普通とした。しかも、これに、夏期繁忙期だけの短期間に限るもの、あるいは、更に、特定期間の特定時間だけの全くの臨時雇のもの、その期間は、一ケ年以内とはいうものの、比較的長期のものとの区別があつたものである。ただ、ここで、くりかえして注意すべきは、前者が、通年雇傭といううちにも、多くは、その雇傭契約が、一ケ年毎に更新せられ、労働者の頭分かむぶんとして、経営者と密接に結びつき、両者の関係が、ややもすれば、世襲・隸属的であること、これである。のみならず、後者にあつても、この事情は、時として、ほぼ同様であり、これが、全体として、塩業労働における封建性の重要な一面をなしているのである。要するに、塩業における雇傭方法として、大別して、通年雇傭と期間雇傭とが、一応、原則として認められるのであるが、それらの例外が、時として、力強く、又、時としては、それほどでないにしても、持続せられたものである。

尤も、ここに問題とすべきは、どうして、このように、事实上、契約が更新せられるのが一般である通年雇傭の如きにあつて、雇傭契約が、一ケ年毎に更新せられたかであろう。これは、塩田小作契約そのものが、概ね一ケ年を期間とし、且又、主として金融上の関係から、塩田の売買が年末に行われることが多かつたこととも関連

があるが、これらの問題を、単に慣例上そうなっているとだけで、片附けるわけにはゆかない。思うに、事実上、継続せられるにも拘らず、雇傭契約を一ケ年毎に更新したのは、決して、労働者側の希望でなく、雇主たる経営者側の都合を主としたであろう。つまり、彼等として、このようなチャンスを持つことによって、雇傭条件を自己に有利ならしめ、労働者をして、より忠実に勤勞させ得るとしたからであろう。そして、このことが可能とされたことは、塩業労働関係全般を通じて、根強く残存しつづけた封建的隸屬關係そのものからみて、おそらく、疑問の余地がないと思う。

ところで、右のような關係が、ひとり、経営者と労働者との間だけでなく、頭分の労働者(親方)と、一般労働者(子方)との間にも亦存在したことは、すでに一言した通りであるが、これを明確に示すものは、親方として、子方の雇傭・解雇等について一任せられ、全責任を負うという事実これであるが、更に、一層注目すべきは、親方として、配下労働者(子方)の賃銀を一括して、経営者より受取り、これを分配する慣行が、すくなからぬ地方で行われたこと、これである。例えば、山口県下南前浜地方などについて、

『製塩業者各自、直接に上浜子即ち庄屋(親方)に、採鹹期雇人夫賃銀全部を渡し、庄屋は、各労働者に対し支払を為すものとす』

云々³¹⁾とある如きは、その単なる一例にすぎない。このような制度の下で、今日、封建的悪弊として、職業安定法によつて、嚴禁せられている頭刎ねが、親方によつて行われたのは、極めて普遍であり、むしろ、当然のこととさえ考えられてきたものである。そして、ここに、親方・子方の封建的隸屬關係が、当然に又、濃厚であつたもので、このため、親方は、労働者として、一応、他の一般労働者と同列に、経営者に雇傭せられるとはいえ、現

実際には、いわゆる勞務供給業者（親方）としての實質を、多分に具有していた場合がかなり多い。のみならず、更に、進んで、彼等は、自己直屬の勞働者（子方）を抱え、これを率いて、經營者に対して、全く自己の責任において、全作業を請負うという、文字通りの勞務供給業者（親方）たる場合もある。この場合ともなれば、もはや、個々の一般勞働者（子方）は、經營者とは直接の雇傭關係は持たず、彼等の雇傭關係は、その親方たるものとだけのものとなる。そして、この場合に至って、親方の子方に対する、統制・支配は、一層徹底したものととなり、別の言葉を以てすれば、子方の親方に対する封建的隸屬關係は、一層緊密化せられるのは、けだし、当然であらう。このような、親方による全製塩作業の請負の形式は、塩業經營が株式会社といった近代的な經營組織に進んだ後にあつても、なお、みられたものであるが、この点に関しては、塩業勞働における封建性と近代性との交錯事情として、なお、後に、やや詳しく述べることにした。

最後に、雇傭方法に関連して、勞働者養成方法について、若干を補説しておく必要がある。けだし、これは、いわば一種の徒弟制度ともいふべき仕方を以てなされ、そこに、亦、当然に、親方子方的な封建的隸屬關係がうかがわれるからである。

これに関しては、特別な定法というべきものを欠くが、慣行として、例えば、岡山県下野崎浜等にあつて、『往時に於ては、年齢十五六歳の頃より、炊ぎと称して、各浜人夫の小使として雇入れられ、此の間、浜子としての勞役順序等を習得し、約二年にして、花恵はなゑと称するものに進み、相当人（親方）の指揮をうけて、潮水の灌漑其の他に任じ、夫れより漸次、差浜子・上浜子又は釜焚を経て、相当人34に進む』

といった養成方法がとられた。そして、おそらく、これは、ひとりこの地方でけでなく、他地方にあつても、類

を同じくして行われたことであろう。ただ、傾向としては、次第に、これが弛緩していったもので、これについては、山口県下福浜地方における、明治末年の状況として、

『製塩従業者養成に關しては、別に施設の見るべきものなし。唯、従来の慣例に依り、炊き（下浜子）として、最初浜労働に従事せしめ、作業の習熟に従ひ、各塩業者に於て、伎倆を見込み、漸次上脇庄屋（上浜子）等に使用するに止まり、別に一定の見習期間なし。其他、寄女・沼井踏等は、約二ヶ月位練習として、無給となし、作業を了得したる上、使用することとなり居るのみ』³⁷⁾

云々という状態にあったことが、参照せられる。短期日ながら、『練習期間無給』といううちに、わずかに、徒弟制度の遺影がみられるといえよう。要するに、塩業における労働者の養成法としても、封建的ないわゆる徒弟制度の域を出なかつたもので、その限りに於いて、技術熟練者としての親方の指導に俟つところが大きかつたものであり、ここに、他の一般労働者（子方）に対しての、親方の権威づけがなされたのは、当然のことであつた。

(二) 現物給与制における封建性 塩業に於て、その賃銀形態においても、亦すくなく封建性がみられる。一

般に賃銀形態を分つて、固定給と能率給とするが、工場労働その他に於て、この両者の併用がまた、すくなくない。この事情は、わが塩業労働賃銀に於ても、亦同様であつて、あえて、その賃銀形態を特色づけるものではない。よつて、ここでは、塩業における賃銀形態における封建性を、根強く残存せしめてきたものとして、まず現物給与制を挙げ、次で、前貸制及び歩合制（類似）についても、若干を言及してみようと思ふ。

ここに、現物給与制というのは、給与を現物を以てする制度であるが、塩業に於てこれが行われたといつても、かならずしも、純粹な形態で行われたわけではない。塩業労働に対する賃銀の支払も、貨幣経済下に於て、

他の産業部門におけると同じく、もちろん、貨幣を以てせられるのが普通である。ところが、かつては、米を以てせられた地方があり、又、それが、他の物価を標準とし、貨幣を以て換算せられる場合にあつても、その最も多くは、米価を標準としてその額が規定せられるのが普通である。前の場合について、例えば、「大日本塩業全書」³⁶⁾に石川県能登半島南東岸地方について、採鹹人夫一人当り年額三斗乃至一石二斗程度とし、『米を以て支払ひをなす慣習なるを以て、賃銀の計算は支払当時玄米の相場に依るものとす』云々といひ、又、煎熬人夫については、

『一ヶ年の就業日数を平均百回と仮定し、玄米を以て之を支払ふを例とす』

云々とあり、又、山口県下青江浜地方に関して、「塩業組織調査書」³⁷⁾に

『労銀の支給は、昨年迄は米給にして、三田尻浜の五分減にして、同村内花中塩田組合と同一なりしも、本年〔明治四十五年〕より給金と為したるを以て』

云々とあり、更に、同県下南前浜塩田にあつて、

	給米	飯米
『庄屋一ヶ月に付	九五・〇 ^升	・七二 ^升
上脇	八三・六	・七二
三番	七六・〇	・七二
追廻	七二・二	・七二

というように、その賃銀を、一応、給米・飯米として定めながら、実際には『毎月の馬関中米の平均相場に依り、

換算金給³⁸⁾しているが、これ等は、おそらく、かつて、米給であつたものが、金給におき代えられる過程にあつたものと推察せられる。このように、

『人夫の労銀は、米給本位なるも、實際の支給は、毎月水曜日⁽⁹⁾の下関市中米平均相場に依り、換算金給』

せられたというような事例は、この地方に限らず、なお多くみられた。例えば、徳島県大桑島等にあつては、

『労賃決定方法は、大体浜持・釜焚・頭梁・坪堀(沼井百分)賃は、白米一升八合、玄麦一升二合を支給するの定めにして、其の価格は、毎月末附近小売相場を調査して、翌月分の賃銀を決定する方法』

により、又、同じく黒崎浜では、

『労銀は、大体一日白米三升の時価に尙三銭を加算したる額を標準とし、毎月末の時価に依り、之に斟酌を加えて、翌月分各種労銀を決定するの例にして、又、時期に依り、米価高低の差著大なるときは、更に斟酌を加えて、必らずしも右標準に拠らざる場合なきに非ざる如し』

云々⁴⁰⁾というような実情であつたという。

地方によっては、米支給と金銭支給とを併用したのもある。尤も、このような労銀の定め方は、多くは旧慣に基くものであつて、その標準を定めた理由などはハッキリしていないのが普通である。例えば、兵庫県下の新浜塩田にあつては、

『労銀の定方は、悉く習慣に基くものみにして、其の標準を定めたる理由の如きは、今日之れを知るに由なく、且、最も複雑なるものなるも、大体に於ては、之を玄米支給と金銭支給との二に分てり』

云々と前提して、米支給に関しては、次のように説明せられている。曰く、

「玄米支給

此の給与は、旧慣に依り支給するものにして、其の根拠並標準は明ならず。其支給方法は、本事務所に於て雇主に予て交付し置ける給米券に依り、普通毎月六回、五ノ日に本事務所より雇人に直接給付す。其の給額左の如し。

奉公人 毎日 玄米 一升一合

屋釜焚夫 煎熬日に限り 一升二合 釜の大き七尺に一丈迄のもの

夜釜焚夫 // 一升三合 右以上のもの

日雇 労働したる日に限る // 九合 釜の大き七尺に一丈迄のもの

浜子 支給せず

云々と。ところが、この現物給与も、稀には、塩を以てした。例えば、岩手県北部の諸村にあつては、

『賃銀は専売前に於ては、其日の煎熬当番の共同者より酒食を供せらるるのみならず、尙一煎熬毎に直に其製塩一斗を交附し、賃銀に換へ』⁴²⁾

たという。なお、金銭支給の場合であっても、その標準とするところは、かならずしも、米価に限らず、地方によつては、塩価を以てした。もとより、旧慣に依るものである。例えば、前掲、兵庫県下新浜地方におけるが如きが、それである。すなわち、次の如し。

『金銭支給

此の給与は、定法に依るものにして、毎年十二月、尾崎新浜両塩業組合総代集会上、翌年分の定法を議定す

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯(中)(大山)

るを慣例とす。又、其の基礎となるべき価格は、毎年更新するものにして、標準価格は、旧慣に依り、旧江戸俵（差塩三斗五升入）一俵の価格を採り、専売実施前迄は、塩問屋の当年中の一俵当り平均売買価格に抛りたるものなるも、専売実施後は、五等塩の賠償金を標準として、旧江戸俵の価格に引直せり』云々と。

尤も、この場合の換算は、相当複雑且つ免倒であつたようで、次のような処理を必要とした。すなわち、

『旧江戸俵は、差塩にして、之と同一なるものなきを以て、今日の真塩の等外に相当するものとし、之に苦汁の含有したる重量を斟酌して、其の一升当り重量を二百七十匁とし、之に江戸俵の枡量三斗五升を乗じ、斤數に換算するときには、五十九斤余となる。之を五十九斤とし、更に、其の年に於ける五等塩四十斤菰の賠償金より五等と等外との差額十五錢を控除したるものに、五十九斤を乗じ、江戸俵一俵の価格を算出したる金額に厘位あるときは、計算の便宜上慣例に依り、厘位以下切捨て居れり。而して、此の方法に依り算出したる明治四十五年度の基本価格は四十七錢なり』

云々⁴³⁾とある。金銭支給の基準を確定するのに、このような、複雑・免倒な処理をあえて行つたというのも、要するに、旧慣を尊重し、これに従うのを本旨としたからに外ならない。そして、このような実情のうちにも亦、塩業労働における賃銀形態に、ながく封建性の残存をゆるしたゆえんの一が見出される。

ところが、広島県下瀬戸田地方にあつても、金銭支給と米支給とを併用したが、その方法に至つては、やや異色がある。すなわち、金銭支給の方は、一雇傭期間を通じて、全労働者を、それぞれの職種の輕重に従つて、これに差等を附したが、米支給の方は、採鹹・煎熬の二部門に差等を附した外、それぞれの部門の各職種に、採鹹・煎熬の作業に従事した日としない日とに區別を設け、すべて同額を支給した。すなわち、次の通りである。⁴⁴⁾

『大工

金銭支給
九〇円

米支給

採鹹に従事したる日は白米一升、その他の日には七合五勺を給す

上浜子

八〇

同上

指浜子

七四

同上

三人目

六八

同上

初水

六三

同上

役無し

五六

同上

二年炊き

五〇

同上

山出炊き

四二

同上

日釜焚

七四

煎熬に従事したる日は、白米八合七勺五才、その他の日には七合五勺を給す

夜釜焚

七二

同上

このような支給方法が、果して、何のために行われたかについては、何等徴すべき確証を得ていない。だが、推測にして許るされるならば、おそらく、それは、かつて、塩業労働に従事するものに対して、賃銀外に、食事を供与することの行われた名残りではないかと思う。けだし、この意味からすれば、職種の軽重に応じて、金銭給に差等が附せられるのは、当然であるが、すでに、この面で差等を附する以上、食事を供与するのにも、差等を附するのは、同じ職場で協力して働く労働者に対するものとして、当を得たものとはいえないとの考えからであらう。尤も、採鹹・煎熬両部門にあって、米給に差等があるのは、一方が他方より、幾分過激な労働とみられた結果であらうと解する。このことは、米給にしても、採鹹・煎熬に従事しない、「その他の日」のそれが、両部

門共、同額であることから、このように、推察せられる。「ここにいう、『その他の日』とは何を意味するか、明記せられるところはないが、おそらく、採鹹・煎熬のための、準備作業若くは随伴作業といった雑作業に従事する日をいうのではないかと考えられる。すでに言及した通り、直接の採鹹・煎熬作業以外の、この種の作業も、なかなか繁雑多方面に亘っていたのである」。

以上のような推測を、事実上裏付けるものとして、現物給与として、米以外に、副食物も亦給与せられた事例が、決して稀でないのである。例えば、広島県下竹原地方にあっては、給金及び心付金の外に、

『大工一日米一升、上浜子以下一日米七合五勺及び副食物として、味噌醤油を現品にて給与す。尙採鹹日には、大工以外の従業者に対し、一日米二合五勺の増米を給し、且五銭乃至七銭の持浜酒手を給す』

る慣例であり、愛媛県下多喜浜地方などにあつても亦現物給与として、金銭給以外、味噌醤油・漬物等を給与した。⁴⁶⁾ なお、兵庫県下の赤穂地方でも、古くは、釜焚に対して、煎熬に従事中、毎月、味噌・醤油・漬物の三品を給与したが、明治六年に至つて、このような現物給与を廃し、『三品代』と称して、金銭を以て支給することに改められたといふ。⁴⁷⁾

さて、以上のような食事供与、若くは現物支給は、往々にして、あたかも、経営者の労働者に対する恩恵と観ぜられ、そこに、両者間における関係の封建性が意義づけられたことは、ほとんど疑問の余地がないと思ふ。すくなくならぬ地方にあつて、『祝儀』・『酒手』等々といった名目を以て支給せられたことは、この間の消息を物語るものに外なるまい。ところが、これらすべてを含めて、このような給与も、実質的にみる以上、労働に対する報酬としての賃銀たる意味を持っていたことは、あえていうまでもあるまい。広島県松永地方に関して、「大日

本塩業全書」は、明治三十六年を平年作の標準年として、次の如き賃銀表を掲げ、この地方にあって、賃銀の外に、給与として、「飯米代」・「味噌代」・「酒代」・「臨時酒代」等の諸項目のあることを示しているが、その説明として、

『表中、飯米以下は、其名に於て賃銀範囲外の如くなるも、其実、既往久しき習慣法にて、殆んど一種の賃銀に等しき關係を有す』

云々とのべているのは、まさに、これを裏書きするものに外ならない。

塩田一戸前反別一町七段九畝十三歩（五荷浜）の採鹹に要する人夫の種類・名称・員数及び賃銀表

種類 名称	員数	賃銀	給					計	一人当賃銀
			飯米代	味噌代	酒代	臨時酒代	其他		
大工	一一	四六・七六 ^円 九・三〇〇	二九・八〇〇 七・六〇〇	三・九五〇 ^円 〇・七〇〇	六・八六六 ^円 〇・七五五	一・三三八 ^円 一・三三八	八九・八三元 ^円 一七・六九五	一〇七・五二四 ^円	
上浜子	一一	四三・八六六 九・三〇〇	二九・七〇〇 七・六〇〇	三・六五〇 ^円 〇・七〇〇	六・七三三 ^円 〇・七五五	一・三三八 ^円 一・三三八	八三・六九一 ^円 一七・六九五	一〇一・三六六	
差浜子	一一	三七・五五四 九・三〇〇	二九・六八〇 七・六〇〇	三・八〇〇 ^円 〇・七〇〇	六・八〇〇 ^円 〇・七五五	一・三三八 ^円 一・三三八	七六・五九三 ^円 一七・六九五	九三・二七〇	
三人目	一一	三三・四二一 九・三〇〇	二九・七〇〇 七・六〇〇	三・六五〇 ^円 〇・七〇〇	六・七三三 ^円 〇・七五五	一・三三八 ^円 一・三三八	七六・三三六 ^円 一七・六九五	九三・九三二	
中者	一一	三三・五二二 九・三〇〇	二九・四〇〇 七・六〇〇	三・三三〇 ^円 〇・七〇〇	六・六四四 ^円 〇・七五五	一・三三八 ^円 一・三三八	七三・七四四 ^円 一七・六九五	七三・七四四	
炊き	一一	二七・四六六 九・三〇〇	二九・五〇〇 七・六〇〇	三・六五〇 ^円 〇・七〇〇	六・七三三 ^円 〇・七五五	一・三三八 ^円 一・三三八	六八・七六一 ^円 一七・六九五	六八・七六一	

種類	名稱	員數	賃銀	給				與		計	一人当賃銀
				飯米代	味噌代	酒代	臨時其他酒代				
臨時雇 子	常雇 臨時補充 子	一一	三〇・四〇 四	二・四〇 四	〇・四〇 四	一・〇八 四	—	—	六・六七 四	六・六七 四	
	土 振	一一	一三・五六 〇・九〇	—	—	一・九三 —	〇・四〇 —	一五・四九 〇・六七	一六・一七		
	寄 せ 子	三四	四〇・元三 一・六五	—	—	五・七三 〇・二〇	一・六〇 —	四七・七四 一・五七	四九・二七		
	沼 井 踏	一一	一〇・〇六 〇・四三	—	—	一・四三 〇・〇〇	〇・四〇 —	一一・九二 〇・五三	一二・四五		
	合 計	二三 九	二九〇・六九 三九・八〇	一七・七〇 元・三〇	一・九〇 三・三〇	五・六四 一・四六	一〇・六八 —	五五・〇八 七三・五五	六四・六六		

〔備考〕一、本表中、数字の右側は、定期即ち自四月一日間のもの、左側は定期外稼業及び冬期地場普請に要したるものを示す。

二、採鹹総日数は百七日であり、内五日は定期外の稼業である。

三、定期外稼業日数は、十五日であり、内、持浜日数は五日である。

四、地場普請に要した延日数は百四十八日であつて、大工以下四名各三十七日これに従事した。

右の表は、当面の問題の考察上、いろいろの点で重要な意義を持つてゐる。その主な点をいえば、まず、第一として、この場合にあつても、正規の賃銀の外に、給与の名目で『飯米代』・『味噌代』・『酒代』・『臨時酒代其他』を支給してゐるが、それはすでに現物支給から進んで、一応それぞれの名称を残しながら、金銭支給に移つてゐる。ところで、ここていう『賃銀』と『給与』との比率をみれば、後者の方が、前者より遙かに多いもの

(中者・炊き)、やや多いもの(差浜子・三人目・常備浜子臨時補充)、やや尠いもの(大工・上浜子)、遙かに尠いもの(土振・寄せ子・沼井踏)等に類別せられる。概していえば、『臨時雇浜子』に属するものが、『賃銀』が主で、『給与』が従である。これは、『常雇浜子臨時補充』を除く他の『臨時雇浜子』のすべてに、『飯米代』及び『味噌代』が全然与えられていないことから、当然の結果でもある。

次に、賃銀額が『常雇浜子』の方が、『臨時雇浜子』(『寄せ子』を除いて)より、全面的に多いこと、『常雇浜子』のうちで、上級者ほど多いことは、当然であるが、注意すべきことは、『給与』にあつては、これが主として支給せられる『常雇浜子』について、いえば、各種のそれを通じて、上級・下級の区別がほとんど全くないことである(この理由如何については、すでに上述した)。

なお、「大日本塩業全書」に拠り、若干、前掲表の説明を補足すれば、大体、次の通りである。⁴⁹⁾

一、定期自四月三十一日中は、一定賃銀の外、一日白米一升(其実は九合二勺)、味噌五十匁を給与し、持浜の日に限つて、この上増酒手を給与する。

定期外には、實際就業の日に限つて、前段の区分によりこれを給与する。

但し、給与の白米は、一石平均価格十五円二十銭、味噌は赤味噌十貫匁平均価格三元として換算した。

又、常雇及び臨時補欠雇の増酒手は、最低のとき五銭五厘、最高のとき八銭五厘、平均六銭八厘を給与する。臨時雇浜子に対しては、酒手として、土振には、最低のとき、一銭六厘、最高のとき二銭二厘、平均一銭九厘、寄せ子・沼井踏には、最低のとき一銭三厘、最高のとき一銭七厘、平均一銭四厘を給与する。

二、定期外の稼業に対しては、常雇のものには日給の外増酒手として五銭五厘を給与する。酒手として、土振に

は、一錢七厘、寄せ子・沼井踏には一錢四厘を給与する〔但、増酒手を給与するは、持浜の日に限る〕。

冬期地場普請等の雑役には、日給の外、白米九合二勺、味噌五十匁を給与する〔前表の数字は各平均額に拠る〕。

三、臨時酒手その他は(一)、旧三月三日節句に、常雇浜子に酒手七錢八厘、臨時雇浜子に四錢、(二)、四月一日小屋入に、常雇浜子に同上七錢八厘、臨時雇浜子に十四錢、(三)、旧四月九日卯ノ日、稻荷祭及び旧六月一日、旧七月一日、旧八月一日に、常雇浜子のみに、同上白米一杯（二合三勺）代三錢五厘、酒二合代七錢八厘、計十一錢三厘、(四)、旧五月五日節句に、常雇浜子に同上七錢八厘、臨時雇浜子に四錢、(五)、七月十五日盆節句に、常雇浜子に、同上十九錢三厘、臨時雇浜子に、十錢、(六)、旧八月十五日八幡社祭に、常雇浜子に、酒二合代七錢八厘、肴代一錢九厘計九錢七厘、臨時雇浜子に、肴代一錢、(七)、旧八月二十八日明神社祭に、常雇浜子に、酒代十九錢二厘、臨時雇浜子に同上十錢(八)、九月十五日日本莊隣講に、常雇浜子、酒二合代七錢八厘、肴代一錢九厘、計九錢七厘、臨時雇浜子に、肴代一錢

但、この臨時酒手は当日欠勤すれば、これを給与しない。

さて、以上のべたような現物支給が、すべて、旧慣として行われてきたことは、もちろんであって、この事情は、古くからの塩業地であればある程、時代を遡られる。その一例として、明治末年における兵庫県下赤穂地方に関する「塩業組織調査書」の記述を挙げてみよう。すなわち、それには、『明治四十五年度定法』として、例えば『上奉公人（労働者の親方を、この地方で、このように呼ぶ。すなわち『年期雇入にして、自ら作業に従事する傍、他の従業者を監督し、且つ製塩場備付器具機械の保管の責に任ずるものにして、浜の頭なり』と説明せられている）に関して、『一金四十七錢也、元四匁立』を基礎価格なりとして、その給与を次の如く記している。曰く、

『種目』

金額

一、給金 元二百五十匁
二十九匁三十七錢五厘

一、一同合力 元十二匁
一匁四十一錢

一、襦袢代 元五匁
五十八錢

一、薪代 元十八匁
二匁十一錢五厘

一、持酒手〔持酒手力〕 但し 元二十匁
百日分 二匁三十五錢

一、別合力 四十九錢五厘

計三十六匁三十三錢二厘

一、年分酒手 元十三匁四分
一匁五十七錢五厘

一、中括合力 三匁

云々⁵⁰⁾と、一見して、給金の外、何等かの説明がなくては、その意義の全く不明な種目ばかりである。又、『元何分』云々とある如きも、同様であろう。よつて、その説明をきくに、まず、匁分については、

『定法中、匁分とあるは、旧貨幣の称呼にして、藩政時代に於ては、銀四匁を以て一匁とし、一匁に塩〔元ノマ、厘ハ匁ノ換力〕(江戸俵)何俵として、取引したるものなり。定法の初に、四十七錢四厘立とあるは、旧江戸俵一俵は、旧幣一匁の

価格を有す。換言せば、旧貨幣一匁の価格は、現今の四十七錢に相当するものとし、之を基礎として、藩政時代の給金額に乘じ、金額を算したるものなり』

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯(中)(大山)

云々とある。そして、右にある『給金』についていえば、『元二百五十匁』とあるは、藩政時代の年額を示したものであるという。従つて、『金二十九匁三十七錢五厘』とあるのは、これを右のような換算の結果として算出した、当時現在の年額のわけである。その他の、各項目についての説明は、次の通りである。曰く、

『一同合力

藩政時代に於ては、浜人は自ら出て採鹹労働に従事して、従業者を監督する傍、其の補助を為したるものなり。之を合力という。後年に至り之を廃止し、之が代償として、給金以外別途に金錢を支給せしを、凡そ嘉永年間より定法中に組入れたるものなり。

襦袢代

旧来は、〔脱字アルカ〕塩は上奉公人専属の仕事にして、塩を量るときは、心ず襦袢を着用せしめたり。右は、現品支給なりしを、嘉永年中より之に代ふるに金錢を文給することとなり、定法中に組入れたるものなり。

薪代

燃料に石炭を使用するに至りたる迄は、凡て薪又は芝を用いたるものにして、使用したる薪屑は、従業者の所得として、自家に消費又は売却したるも、石炭を使用するに至り、此の取得を失いしを、請願により、文久二年より此の費目を設け、金錢を支給することとなりたるものなり。

持酒手〔持酒手カ〕、但し百日分

持酒手は年末に支給せしを、明治六年より定法中に組入れたるものなり。

百日分とあるは、旧慣により採鹹日数を一箇年百日と定めたるによるものにして、実績に於て、日数に増減

あるも、金額を異動することなし。

別合力

明治二十年迄は、江戸俵は四斗入なりしを、二十一年に至り、之を三斗五升入に改正せり。改正により、基礎価格低下し、従業員は其の収入を減ぜらるることとなり、物議を醸したりしかば、旧俵との差の十分の一即ち五合〔五升カ〕に相当する価格を支給することとなり、之を別合力という。金額、産出の根拠不明。

中括合力

一ヶ年の勤務の成績良好なる者に対し、年末に於て給する賞与金にして、最高を四円五十銭とし、奉公人二人に対し、六円を限度とす。』云々51)と。

なお、『年分酒手』の内訳としては、『奉公人酒手内訳左の如し』として、

『一、一月三ヶ日酒手 元五匁一分
五十九銭九厘

一、一月 焚 元一匁五分
十七銭六厘

一、初 浜 手 当 元六分
七銭一厘 〔始めて採鹹に着手するとき給与す〕

一、鏡 代 元二分
二銭四厘 〔同上〕

一、塩釜祭酒手 元六分
七銭一厘 〔三月十日、六月十日、十月十日塩釜神社祭典日に酒手とし
て給与す。頭書の内容は一度分にして、其の時々支給す。〕

一、盆 酒 手 元二匁一分
二十四銭七厘 〔七月十三日支給す〕

一、祭 酒 手 元二匁一分
二十四銭七厘 〔十月十五日支給す〕

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯（中）（大山）

云々とある。

以上のように、煩鎖な換算をあえてして、遠く藩政時代の旧慣を依然として踏襲している事實は、如何にも、旧慣の墨守・尊重の因襲的な考慮が重んぜられたことを物語つて余りがあるのであって、このことは、とりもなおさず、そこにおける賃銀形態そのものとして、封建性の濃厚なことを意味するのである。

右の外、なお、各職種の労働者に対して、採鹹・煎熬の両部門を通じて、それ等の準備作業に従事する場合にも、それぞれの名目を以て、金銭若くは米その他の物品を給与した。規約の概要を摘記すれば、次の通りである。⁵²⁾

『一、稼夫雇人堅め酒は、白米五合代と酒五合代を併せ遣すこと。

一、土井取りは、酒手男一人に付、酒二合代と草履二足代を併せ遣すこと。

一、釜拵へ及塩仕舞、併せて玄米六升九合とす。

一、台盛り一つ前に付、日雇一人とす。但し、酒手は酒一合代を遣すこと。

一、山土出し、日雇三人とす。卸土は一人増しのこと。但し、酒手は男一人に付、酒一合代を遣すこと。

一、石出し、日雇三人とす。但し、酒手は山土同様のこと。

一、浜鋤は、四人前に付、日雇二人増しのこと。但し、酒手は男一人に付、酒三合代。外に、仕舞酒二合代併せて五合代を遣すこと。

一、浜子豆茶一人に付、白米三合を遣すこと。

一、垂れ粕下し、一艘に付、白米一升代を遣すこと。

一、天氣都合に依り増し歟を引くときは、男一人に付、白米二合代を遣すこと。

一、奉公人へ毎年簀笠一つ宛を遣すこと。〔以下省略〕

このような事実の意味するところが、前の場合と全く同様であることは、あえて、いうまでもあるまい。尤も、以上を総括して、このようなおくれた、錯雑した賃銀支給の形態は、全体として、次第に整理せられてゆき、単一化の方向に進んだ。だが、近年の主食統制の実施直前までは、なお、すくなくならぬ地方であつて、米の給与が金銭の給与と併行して行われてきたもので、そこに、われわれは、慣行の力が、相当大きく作用しつづけてきたことの一面を見出す次第である。

(4) 前貸制における封建性 塩業労働の賃銀形態における封建性を、より一層明白に示すものは、そこにおける前

貸制度である。このことは、すでに指摘したように、「浜子心得定規」といったものの冒頭に、

『塩浜営業の爲め雇入るる一切の人員は、世間一般の人と異なりて、従事以前に其の給金を貸与せらるる主家の恩沢を被むれるに依り、其の契約の期間、営業上に於て精勤すべき事』

云々と明記せられていることによつて、端的に知られよう。いうまでもなく、それは、賃銀の前貸を以て、『主家の恩沢御恩』なりとし、このような恩沢(御恩)をうくるものとして、精勤(奉公)すべきことを労働者(浜子)に求め、その心得の第一としてしているもので、全くの封建的隷属関係が、そこにあらわされているのである。この制度は、かなりひろく、各地に普及している制度である。尤も、その実施の方法に至つては、かならずしも一樣ではない。例えば、前掲のような「浜子心得定規」をもつ広島県三原浜地方では、労働者雇入期間は例年、三月一日より十月三十一日というのが普通であつたが、その賃銀の支給方法は次の通りであつた。

『期間中の給金に對し、五歩前貸、一步四月三日貸、二歩八月十五日貸、二歩満期渡

となせるも、其の實際は、中途に於て、時々貸渡をなし、満期に於て支給すべき残額存せざるを普通とす』云々と。右において、『貸』又は『貸渡』とあるが、實質は、これらは、賃銀の分割払にすぎず、決して『主家の恩沢』呼ばわりされる性質のものではない。それどころか、『浜子雇入定規』によれば、労働者のうち、『月給高』のものと、『日給高』のものに分れているところからすれば、賃銀は、月々又は、日毎に支給されるべきものを、五歩の前貸は別として、「むしろ、おそろく、この『前貸』をするのを口実として」四月・八月・十月といった、はるかに、より間隔をおいた分割払を採っているのである。ところで、この五歩の前貸がなされるということは、なるほど、生活に余裕の乏しい労働者としては、好都合なこともあろう。しかし、これとても、決して普通よりも余分に与えられるというわけのものでなく、この五歩の前貸がある代りに、それだけ、後に請取るものは少いのであって、後には、かえって苦しいことになる。このため、次の雇傭期が待遠しく、というのは、實質的には、その際の前貸が待遠しく、ということになるわけである。経営者としては、この点を利用して、前貸という好餌を以て、労働者を引きつけ易くし、これを『恩沢』呼ばわりして、その精勤を求め、且つは、その間の雇傭関係の持続を図る。

かくて、この前貸制度のうちにも、塩業における賃銀形態としての封建性が看取せらるべきであらう。事実として、この前貸が借越となつて、雇傭契約期間が満了となつた場合、次期雇傭の手附金視せられ、実際には、前貸が次期に繰返される。いわば、この前貸制度なるものは、労働者を経営者に緊縛する連鎖の役割をもつたものとみなすことができるのであって、この前貸によつて、労働者として、経営者に対し、被拘束感を抱されたことは、争えないところと思われる。この意味において、むしろ、

『其の年の十二月に於て、前貸金と称し、庄屋十五円、上脇十三円、……等の範囲内にて、現金を貸与し、確實に雇入契約の成立すべきものなり。要するに、前貸金なるものは、一種の手附金に外ならず』

云々⁵⁰⁾といった説明が、妥当なものであると思う。ところが、山口県下南前浜地方に関して、

『浜子の分は、前貸と称し、雇入契約の当時、即前年末に、翌年労銀の内、五円乃至十円の支払をなし、梅雨貸と称し梅雨期に、盆貸と称して旧盆に、請求金額を内払し、此の三期に於ける貸与額は、労銀総額の約七割を例とし、作業終了解雇期に於て、総計算を為す』

云々⁵⁰⁾とある如きも、表現こそ異なれ、實質は前例と全く同じく、貸与というのが、決して、貸与でなく、分割払にすぎないのである。ところで、この後の場合に関して、更に続いて、

『而して、従来前貸を受けたる儘、破約又は逃走し、従業せざるが如き者無きは斯界に於ける美風なりと謂ふべし』

云々と謳っているのは、果して、どんなものか。この点に関しては、さきに、雇傭契約における封建性に関連して説明しておいたように、誓約に違背して解雇せられ、又は、正当の事由なくして、本人から解約したとき、この借越金額に、二割乃至五割を加算して返済すべしといった不合理過当な規定があったが、その他、非行があった解雇せられたものは、その氏名を同業者に通告して、雇入れないことを申合せるとか、万一、格別の事情により、他に借越金あるままのものを、雇入れるときは、かならず、前雇主の認諾を必要とし、その貸銀の如きも、本人に支給せず、前雇主にその限度まで渡すことを条件とするなど、すべて、労働者の破約・逃走・不従業といった非行は、未然にこれを防止するような手段があらかじめ講ぜられていたのである。

以上、これを要するに、この前貸制度なるものは、経営者として、労働者の生活上余裕に乏しい実情に乗じて、賃銀の一部を先渡しすることによって、これを拘束し、必要労働力を継続的に確保するために採られ、連鎖の役割をもった巧妙な手段であった。そして、そこに、塩業における賃銀形態の一端としてのこの制度にも、亦封建性の浸透を見るべきであろう。

ややもすれば、この前貸制度を以って、

『従業者の保護となると同時に、製塩者に於ても、労働者使用上の確實を期するを得べきを以て、雙方の便利あり』

として、讚美する見解もあるが、⁵⁷⁾ 上来のべたところによつて、到底賛成できないところである。この制度が、相当ひろく、且つ永く慣行として行われてきたのは事実であるが、それというのも、結果として拘束を余儀なくされるこのような制度を、甘受せざるを得ぬほどに、労働者の生活に余裕が乏しかったからのことで、このことは、彼等が、明確にこの制度の実質を、このように意識したか、どうかということとは、全く別問題である。つまり、労働者が、この制度を便利なりとし、これによって彼等が保護されていると考えたとすれば、それは、彼等が、みずからのおかれた境遇を自覚せず、この制度の正体を見破り得ないところからきている錯覚に外ならないのである。

(例)歩合制(類似)における封建性 塩業労働の賃銀形態を問題とするに当って、なお、こゝでどうしても注目を怠つてならぬのは、そこに、歩合制の存否如何の問題であろう。かつて、わたくしは、漁業の賃銀形態における封建性に、もっとも大きく作用しているものとして、この歩合制についてのべておいた。⁵⁸⁾ その際説明したように、

この歩合制なるものは、漁獲高の多少に応じて、一定の利益分配をうける制度である。厳密にいえば、それは、近代の賃銀形態以前のものであるとはいえず、實質上は、このような分配利益も、やはり、賃銀に外ならない。そして、このようなおくれた賃銀形態の下にあって、労働者（子方）の経営者（親方）に対しておかれた関係は、きわめて封建性濃厚なものであった。これは、さきに指摘したような漁業労働の特質がそうさせたものと考えられ、ここで問題とする塩業の賃銀形態の如きにあつては、ほとんどみられないように思う。

尤も、實質的にみて、これに幾分類似する制度が、全くみられないとはいえない。年末の決算利益の分配として、一定の歩合を以て、日常の賃銀以外に、労働者に分配するもので、例えば、岡山県新浜地方に行われたものによれば、その方法は次の通りである。⁶⁰⁾

一、年末決算利益金の総額の一分を、その浜の総常備浜子に平等に分与する。

二、同上四分は、これを親方に給与する。親方は、そのうち二分五厘を自ら取得し、残余の一分五厘は、これを更に他の常備浜子に分与する。

三、尤も、右の四分は、親方の責任分とし、若し、決算上欠損を生じたときは、親方から総損金の四分を出金させる。

右によれば、結局、総利益金のうち、五分は経営者が取得し、二分五厘宛を親方、子方が取得することとなる。もちろん、この場合、子方の数は多数であるから、各個一人々の取得は、いちじるしく少額とならざるを得ない。これに比べて、親方が経営者の半額を取得するというのは、割がよいようであるが、これもおそらく、一人二人というわけではあるまい。問題の場合において、製塩場は六ヶ所となつてゐるから、仮に、各製塩場に一人づつ

の親方がいるとすれば、親方の收得は、経営者のその十二分の一となる。親方が、製塩労働者の頭首として、その監督に任じ、製塩能率の向上の全責任を負担している点からいえば、この額は、かならずしも、過大とはいえないであろう。ただ、子方一人々の收得との比較においては、おそらく遙かに大きいであろう。尤も、親方は、欠損を生じたときには、同じくその四分を出金しなければならぬといふのであるから、この点は斟酌を要する。又、経営者としては、このような制度を採用しないとすれば、総利益金を自ら收得するのに反し、この制度の下にあつては、その半額に過ぎない。単純な考え方を以てすれば、如何にも、経営者が寛大なようであるが、それは、おそらく、そのようにみるべきではなからう。この制度にあつて、損失の場合、総損失の四分を親方に負担させるといふのは、経営者としては、大きな危険転化であり、逆に、親方としては、大きな危険負担である。かならずや、全力を注いで損失を来さないように、努力するに違いない。のみならず、その利益が少しでも多いように全力を尽すこととならう。かくて、非常異変等がない限り、その経営は、おそらく安泰といえよう。経営者として、あえて、一見寛大とみられるような制度を行ない得たゆえんであらう。

「塩業組織調査書」が、この制度を評して、『大に労働者の奨励となり、成績佳良なるが如し』⁶⁰⁾といっているのは、一応首肯すべきであらう。ただ、われわれとしては、この制度を過大に評価することは、避くべきであらう。けれど、その本質上、数において、絶対多数の一般労働者に対して、少額の分配を与えることを巧餌として、労働意慾を刺戟し、生産向上の成果としての総利益金の多くを、経営者、更には、労働者の親方が收得するといふ仕組に外ならないからである。そののみでなく、これが、果して、塩業経営上理想的なものであつたか、どうかも疑わしい。若し、果して、そうだとすれば、次第に、それが、各地に普及した筈であるが、事實はこれに反

して、他に多く類例を見出し得いからである。この類例として挙げるべきは、岡山県下味野の一経営者の実施したところで、永く勤務し、その功勞の多い大工・浜子等の幹部労働者に対し、一釜屋の純益金一定額以上を挙げ得た場合、各利益金額の百分の三をこれらに給与し、これをその配下の労働者に『適宜分配』せしめたという。⁶¹⁾

「塩業組織調査書」には、この組織に対しても、

『一、従業者が収益の分配に与るを以て、勉勵業に従い、労働の効果著大なり。』

二、従業者は、別段資本を投ぜずして、製塩収益の分配に与るを以て、常に誠実勤勉之に当るの利益あり。

三、地主（註、この場合、地主の直接経営である）と従業者の利益関係密接にして、地主の恩恵に倚頼するの感念あるより、曾て争議不穩の事故を生じたることなし。

四、労働者の傭入及勞銀定方に付、共同して弊害の防止に勉め、成績の優良なるものに対し、収益分配又は契勵金を与ふるは、労働經濟上利益少なからず』（以下省略）

云々⁶²⁾と、高く評価している。ただ、この場合にあつても、われわれとしては、かかる制度が、増産期待の意欲を以て、巧みに、労働者の心理をとらえ、経営者としては、ある程度その目的を達成したものと認めるとしても、各個の労働者としては、そのいわゆる収益の分配も、親方の一方的意思に基いて『適宜分配』せられたに過ぎず、とすれば、経営者乃至は親方の取得するところに比較すれば、おそらく比較にならぬ少額にすぎなかつたとみるべきであろう。なお、右に似て、やや非なる事例は、次のような「役夫奨励規定」等にみる事ができよう。曰

く、⁶³⁾

『役夫を奨励する為め、各浜其年の生産費を調査し、総浜平均以上に当る浜の役夫に対しては、優等歩と称し、

平均以下に当る浜の役夫に対しては劣等歩と称し、左の金額を分与するものとす。

食塩八十斤入三百五十俵の範囲を以て、其の年の状況に依り、俵員を定む。此の価格は、其の年五等塩の賠償価額に依る（吠代を除く）（第一条）。

釜焚を奨励する為め、食塩八十斤入二十五俵の価格を、其の年石炭消費の歩合に依り優等歩へ賞与す（第二条）。

（以下省略）

右の文意はかならずも明瞭でないが、要するに生産奨励、経費節約の両面において、成績優良のものに褒賞の意味を以て加給するものであろう。このような賞与規定に至つては、類例はすこぶる多いのであるが、ここにいう、歩合制そのものとは、本質的にみて、一様ではないことは、いうまでもあるまい。

【追記】この拙稿の前半は、さきに「法と経済」の第一一七・一一八号に発表したのであるが、今回、同誌が「立命館法学」と「立命館経済学」の二誌に分れ、発展的解消をすることゝなつたため、この「立命館経済学」に続稿を発表する次第である。なお、後半全部を本号に登載する余裕がないので、残りは続稿の予定である。